

入札参加停止措置について

長浜市入札参加停止基準要綱に基づき、次のとおり入札参加停止とする。

- 1 入札参加停止業者
株式会社オーミヤ
長浜市三ツ矢元町 2 2 番 5 号
- 2 入札参加停止の期間
令和 7 年 6 月 2 5 日から令和 7 年 9 月 2 4 日まで（3 か月）
- 3 入札参加停止の理由
長浜市入札参加停止基準要綱第 3 条・別表第 2 第 9 号（2）ウに該当
（建設業法違反行為）

令和 7 年 6 月 2 日付けで、滋賀県が株式会社オーミヤに対して、建設業法に基づく 3 日間の営業停止命令を行ったため。

長浜市入札参加停止基準要綱 別表第 2

措置要件	期間（か月）
（建設業法違反行為）	
9 有資格業者等が建設業法の規定に違反し、次に掲げる処分等をされたとき。	
（1）市発注の工事等において、建設業法に違反し、下記のアからエまでに該当したとき。	
（略）	
（2）9（1）以外の場合で、下記のアからエまでに該当したとき。	
ア 建設業法に違反し、滋賀県内に本店を有する有資格業者等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6
イ 建設業法に違反し、監督官庁から滋賀県を範囲に含む15日以上の営業停止処分を受けたとき。	4
ウ 建設業法に違反し、監督官庁から滋賀県を範囲に含む15日未満の営業停止処分を受けたとき。	<u>3</u>
エ 建設業法に違反し、滋賀県内に本店を有する有資格業者が指示処分を受けたとき。	2